塩　化　銀　の　売　払　い　契　約　書（案）

売渡人　大分県衛生環境研究センター所長　若松　正人（以下、「甲」という。）と買受人　　（以下、「乙」という。）とは、甲から出された塩化銀（以下、「物品」という。）の売払いについて以下のとおり契約を締結する。

件　　名	塩化銀の売払い
契 約 金 額	金　　円
契 約 期 間	契約締結の日から令和　９年　１月　５日まで
契約履行場所	大分県衛生環境研究センター
契 約 保 証 金	納付（又は免除）

（総　則）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、この契約書（仕様書を含む。）に基づき誠実に履行しなければならない。

２　乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。

３　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

４　この契約書に用いる計量単位は、計量法(平成４年法律第５１号)に定めるところによるものとする。

（契約保証金）

第２条　甲は、乙から契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。この場合において、当該担保の価額は、第一号及び第二号にあっては額面金額、第三号及び第四号にあっては時価の十分の八として算定する。

一　国債又は地方債

二　銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

三　政府保証のある債券

四　知事が確実と認める社債

五　銀行又は知事が確実と認める金融機関の保証

２　甲は、乙が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の全部を免除することができる。

３　前項の場合においては､乙は、履行保証保険契約の締結後､直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

４　契約保証金は、契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとする。

５　契約保証金には、利息を付けない。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第３条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を書面にて得た場合にあっては、この限りではない。
（契約代金の納付）
第４条　乙は、契約締結後、甲が発行する納入通知書により指定する期日までに契約金額を納付するものとする。
２　乙は、前項の期日までに代金を支払うことができないときは、前項の納入期日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未支払代金に対し年３．０パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）
第５条　物品の所有権は、乙が契約代金（乙の代金納付が遅延した場合にあっては、第４条第２項の遅延利息を含む）を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（引渡方法）
第６条　甲は、乙が代金を完納した後に、乙と協議のうえ速やかに引渡しの期日を定め、甲の指定する場所において物品を乙に引渡すものとする。この場合において、乙は引換えに物品の受領書を甲に提出するものとする。
２　引渡場所からの運搬・積込作業は乙が行い、引渡に伴う必要な費用は全て乙の負担とする。
３　引渡後の運搬・処理について、乙は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に該当することが生じる場合は、それらを遵守すること。

（損害賠償）
第７条　乙は、この契約の履行にあたって、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任および危険負担）
第８条　甲は、物品の種類、品質又は数量に関して、民法第５６２条から第５６４条までに定める売り主の責任を負わない。ただし、乙が物品を引き取る前に双方の責めに帰することのできない事由により物品が滅失又はき損したときは、甲がその損害を負担する。

（契約の解除）
第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
⑴　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
⑵　乙の責めに帰する理由により契約期間内に回収を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3)　この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
(4)　この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
(5)　故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
(6)　乙が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金の返還は行わないものとする。

３　前項の規定によらず本契約を解除しようとするときは、速やかに書面をもって通知しなければならない。

４　第１項の規定によりこの契約を解除することで乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第１０条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙が誠意をもって協議のうえ、これを決定するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和　８　年　１２月　　日

甲　　大分市高江西２丁目８番
大分県衛生環境研究センター
所　長　　若松　正人

乙